

第 8 次大和市総合計画・後期基本計画策定方針

1 策定の背景

本市では、平成 21 年に「健康創造都市 やまと」を将来都市像とした「第 8 次大和市総合計画」を策定しました。この総合計画の目標年次は平成 30 年度であり、前期基本計画については、計画期間を平成 21 年度から平成 25 年度までと定め、将来都市像の実現に向けて諸施策を展開してきたところです。

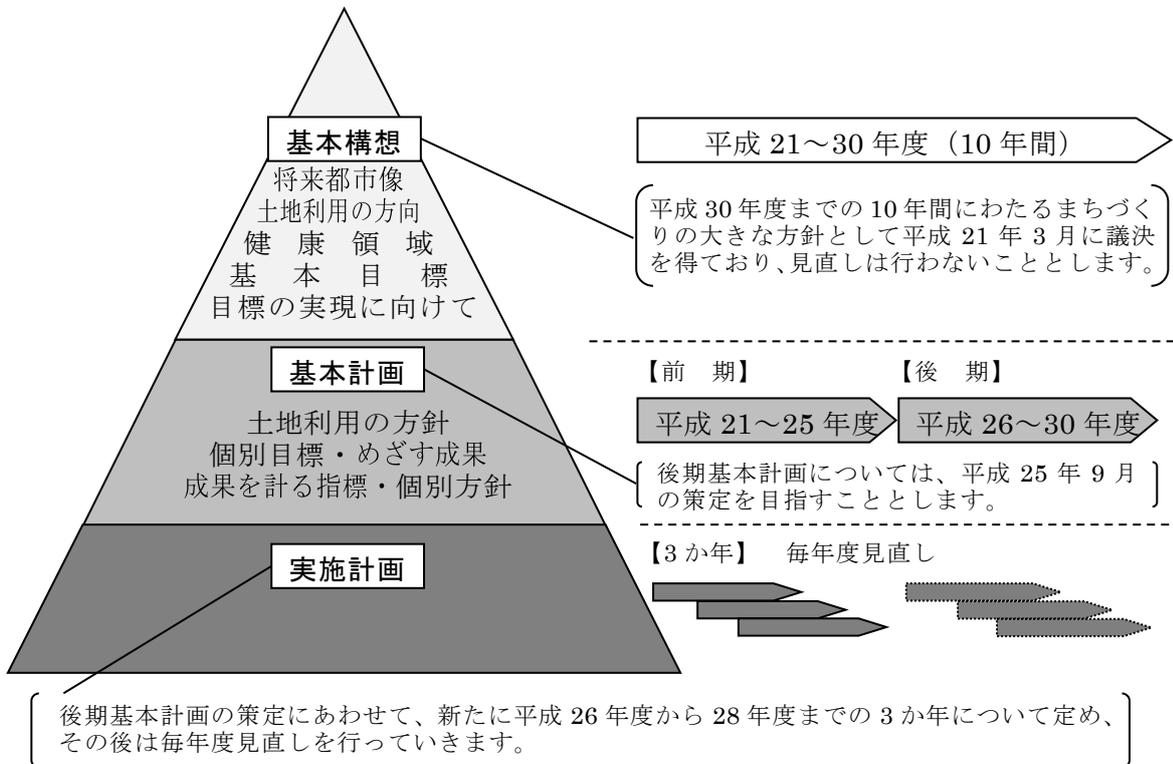
来年度、前期基本計画期間の終了を迎えることから、ここで平成 26 年度から 30 年度までの後期基本計画を策定する必要があります。

全国的には、生産年齢人口の減少や高齢化が急速に進行しています。また、東日本大震災を教訓とした災害対策の充実や都市基盤の安全向上の必要性、さらには社会経済の先行き不安等、本市を取り巻く環境にも大きな影響が生じています。

後期基本計画期間においては、このような社会情勢の変化に対応するとともに、これまでの本市における施策の進捗を振り返ることで明らかとなった課題への対応方針を、新たな目標設定に反映していくことが求められます。

2 総合計画の構造

第 8 次総合計画は、基本構想（将来都市像、3 つの健康領域、7 つの基本目標及び目標の実現に向けて）、基本計画（個別目標、めざす成果、成果を計る指標及び行政経営にかかわる個別方針）、実施計画の三層構造としています。それぞれの期間は次のとおりです。



3 策定の内容

(1) 後期基本計画の目標年次と人口

目標年次 2018 年度（平成 30 年度）

人口推計 約 23 万 4 千人

(2) 土地利用の方針

基本構想に掲げる「土地利用の方向」に基づき、前期基本計画で定めた「土地利用の方針」を踏襲するものとします。具体的には、「市街化区域に関する方針」と「市街化調整区域に関する方針」の 2 つから構成します。

「市街化区域に関する方針」においては、土地利用や建物に関するルールづくりの誘導や都市基盤の整備による良好な市街地の環境整備について示し、「市街化調整区域に関する方針」では、①開発の方針、②保全の方針、③緑の方針の 3 つの方針を定め調和のとれた土地利用について示していきます。また、中央森林地区や内山地区については、①開発の方針において、今後の方向性を表していきます。

<基本構想に掲げる「土地利用の方向」>

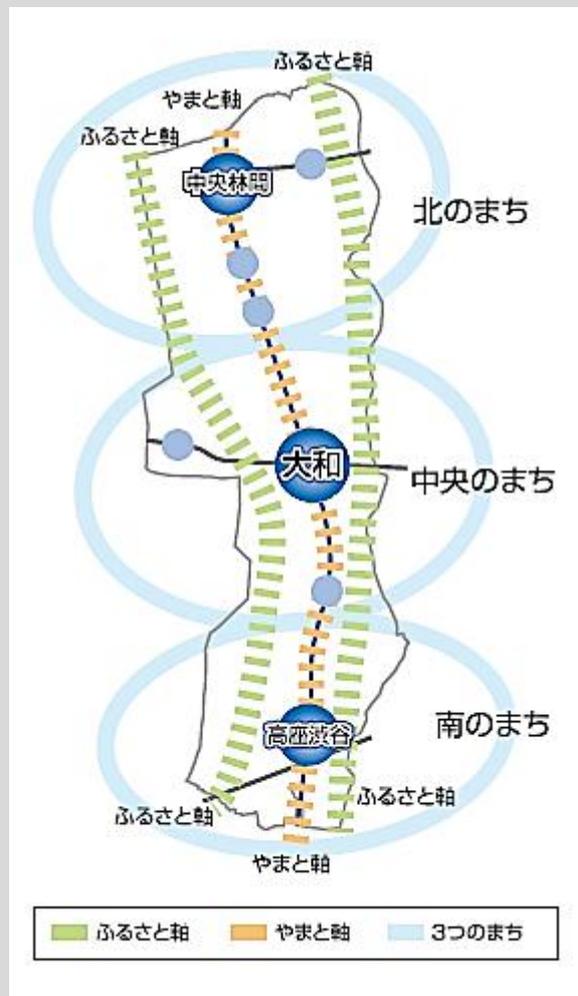
大和市における土地利用の考え方として、まちの構造を特徴づけている 3 つの軸と 3 つのまちを基本としたまちづくりについて規定しています。

◇3 つの軸◇

「やまと軸」では、さらに便利で暮らしやすい環境を整え、「ふるさと軸」では、良好な低層住宅地とともに豊かな自然を次世代に引き継いでいきます。

◇3 つのまち◇

また、「北のまち」では都市機能と緑が調和したまちづくりを、「中央のまち」では中心市街地のにぎわいがあふれる便利で魅力あるまちづくりを、「南のまち」では都市機能の整備と緑と歴史が身近に感じられるまちづくりを進めていきます。



(3) 個別目標

現在の 18 の個別目標を基本とし、社会経済状況の変化、各種調査などの結果を基に、後期 5 か年で解決すべき課題や市民が求める施策を明らかにしながら、将来都市像の実現に向け、明確な目標を提示できるよう、再編を検討するものとします。

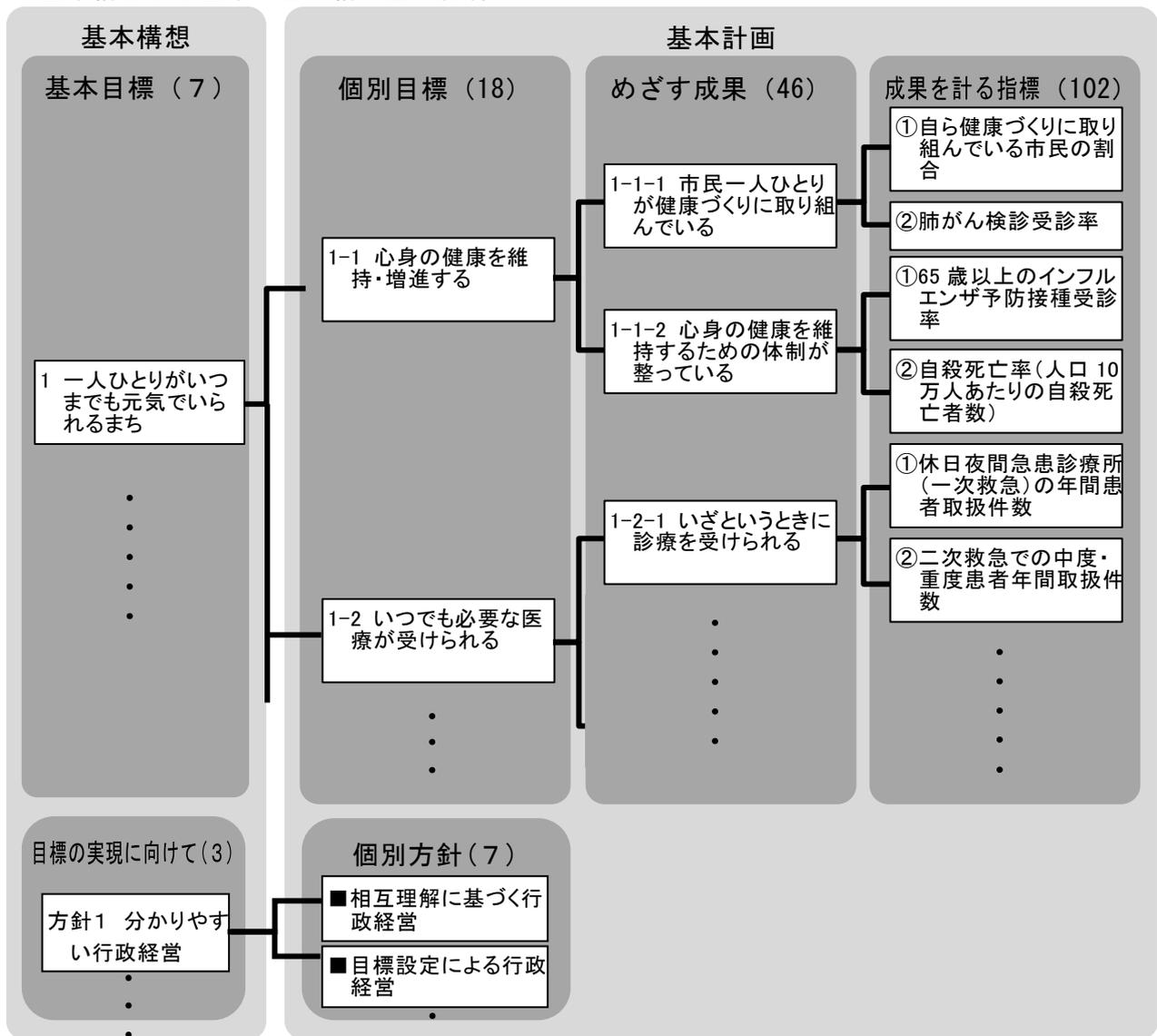
(4) めざす成果及び成果を計る指標

現在の 46 のめざす成果については、新たに設定する個別目標との整合を図るための再編を検討するものとし、その達成度を定量的に検証するための 102 の成果を計る指標についても、新たに設定するめざす成果にあわせ、極力アウトカム指標となるよう検討します。

(5) 行政経営にかかわる個別方針

社会経済状況の変化や高度化、多様化する市民ニーズを踏まえつつ、前期基本計画期間におけるこれまでの行政経営を振り返り、今後解決すべき行政課題の解消に向け、より効率的、効果的な個別方針となるよう再編を検討するものとします。

<基本構想及び基本計画の構成図（抜粋）>



第 8 次総合計画・後期基本計画策定方針

4 後期基本計画策定の進め方

後期基本計画の策定にあたっては、経営会議をはじめとする庁内組織により合意形成を図るとともに、サイレントマジョリティを含む市民の声に広く耳を傾け、市民のニーズを後期基本計画に反映させるための市民意見聴取を実施します。

(1) 策定体制

- ・庁議
策定方針（総合計画審議会への諮問案含む。）及び後期基本計画案を審議します。
- ・トップミーティング
策定に係る経過を定期的に報告します。
- ・庁内検討会議
総務担当課長で構成し、策定に向けた具体的な議論を行う組織として位置づけます。
- ・若手職員によるワーキンググループ
各部かいの意欲的な若手職員で構成し、あらかじめ総合計画の内容に係るレクチャーの後、市民意見の収集方法の 1 つに掲げる「市民討議会」に参加します。これらを通じて、総合計画や市民意見に対する若手職員の意識の醸成を図ります。
- ・総合計画審議会
有識者及び公募市民で構成する附属機関として、後期基本計画策定に関する市長の諮問に対して、前期基本計画の施策評価を行ったうえで、策定内容に対する審議・答申を行います。

(2) 市民意見の収集方法

- ・市民意識調査（平成 23 年 11 月実施済）
無作為抽出の市民 5,000 人に郵送し、50.2%にあたる 2,510 人から回答を受理しました。
- ・各種イベント時における市民アンケート調査
市職員が対面により調査を行い、大和市民まつり（平成 24 年 5 月 12、13 日実施済）では、822 人から回答を得ました。今後は、産業フェアにおいても実施を予定しています。
- ・e モニターによる市民アンケート調査（平成 24 年 6 月実施済）
回答率 40%にあたる 539 人から回答を受理しました。
- ・総合計画審議会への公募市民登用（平成 24 年 7 月改選）
全 13 人の審議会委員のうち、3 人の公募市民を登用の予定です。
- ・市民討議会（平成 24 年 10 月頃を予定）
無作為に抽出した 1,000 人に対し参加案内を郵送し、応募のあった市民（30 人程度を想定）で、まちづくりに関する課題抽出のための討議を行います。参加者には、謝金を支払います。
なお、市民討議会については、後期基本計画の策定段階に応じて再度の開催も検討します。
- ・市民意見交換会（平成 25 年 6～7 月頃予定）
後期基本計画案について市民に対し説明を行い、意見を聴取します。市内 10 か所程度で、対面式による手法での実施を予定しています。
- ・市民意見公募手続（平成 25 年 6～7 月頃予定）
市民参加推進条例に則り、市民意見公募を実施します。

＜市民討議会の実施について＞

今回、大和市では*プラーヌクスツェレの手法を取り入れた市民討議会を開催します。

これまで他都市で実施されてきた同様の討議会等を参考に、今回の市民討議会実施にあっては、参加者を 30 人程度確保できる人数として、参加を要請する相手先を無作為に 1,000 人抽出し、郵送により要請します。

また、市民討議会の開催前には、総合計画の内容や市の施策について理解を深めていただくための資料を事前に送付するなどの情報提供を行います。

なお、市民討議会の当日は、次の要領により実施する予定です。

ねらい 後期基本計画において対処すべき課題を明確にする。

日 程 連続した土曜、日曜の二日間

謝 金 二日間を単位として支給

ただし、交通費、食費等は支給しない。

討議の進め方 全体レクチャーの後、5～7 人程度のグループに分かれ、ファシリテーターの進行により自由な発言からまとめまで討議を行う。最後は、全体の場において各グループの討議結果を発表する。

このほか、識者による講演や、アイスブレイクと呼ばれる懇親のための時間帯を設けるなど、参加者が積極的かつリラックスして討議会に臨めるように工夫します。

*プラーヌクスツェレについて

プラーヌクスツェレとは、ドイツで発祥したサイレントマジョリティの意見を聴取する方法の一つです。おもな特徴としては、

- ・参加を要請する相手となる市民を無作為に抽出すること。
- ・参加者には謝金を支払うこと。
- ・参加者は、自由に発言できること。

などが挙げられます。

(3) 施策評価の実施

将来都市像の実現に向け、基本計画がどの程度達成されているのかを計測し、適正に検証することが求められます。

これまで、事務事業評価によって、事業の実施内容及び進捗状況を検証してきましたが、過去 3 か年（前期基本計画期間中、平成 21～23 年度）における、めざす成果への到達状況を確認・検証し、個別目標の達成状況についても明らかにしていきます。

① めざす成果に関する施策評価（一次評価：所管部）

過去 3 か年にわたる各事業の取り組み、事務事業評価の結果、102 の成果を計る指標の推移を踏まえ、46 のめざす成果に関する現況と成果について分析し、18 の個別目標を見据えた評価を行います。

② 個別目標に関する施策評価（二次評価：総合計画審議会）

46 のめざす成果に関する一次評価の結果、市民意識調査、市民アンケート及びその他社会状況等を総合的に勘案し、18 の個別目標の評価を行います。

(4) 後期 5 か年に向けて考えられる課題とその反映

大和市を取り巻く社会情勢の変化、また昨年度来実施している市民意見の聴取から、現段階において、抽出される本市のまちづくりの課題は次の 7 点が考えられます。

① 東日本大震災を教訓とした災害対策

大きな被害をもたらした東日本大震災の教訓から、これまで実施してきた予防対策や応急対策の問題点を明確にし、的確な対応策を講じる必要があります。「公助」による災害対策の強化のみならず、市民、企業、団体など様々な主体による「自助」、「共助」による取り組みをさらに推進し、全体としてバランスのとれた災害対策が望まれます。また、正確かつ迅速に情報を収集・提供できる体制をさらに充実することなど、大規模災害をより具体的に想定した防災・減災への対応も必要です。

② 少子化対策

少子化の進行に歯止めをかけるため、これまでのライフステージに応じた各施策をより有機的・効果的に組み合わせ、支援の充実に取り組むことが必要です。中でも出産を控えるような不安や負担を軽減するため、希望する者が出産をしやすい環境の整備が必要です。

③ 超高齢社会への対応

平成 25 年度から 26 年度にかけて、本市においても全人口のうち 65 歳以上の高齢者の占める割合が 21%を超える超高齢社会に突入すると予想されており、高齢者の生きがいがづくり、特に就業や能力活用などへの対策を図るとともに、医療・介護の必要な高齢者への適切な対応をより充実したものとすることが必要です。

④ 交通利便性の向上

昨年 12 月に実施した「公共交通に関する市民アンケート調査」の結果、コミュニティバスに対する認知度は約 8 割と高く、高齢になるほど利用頻度が増しているなど、コミュニティバスは市民生活にとって不可欠なものとなっています。今後は、健康増進や環境負荷低減にも繋がる自転車利用の促進と併せ、更に利便性の高いまちづくりが必要です。

⑤ 文化芸術・読書活動・地域スポーツの推進

これまで本市では文化芸術の活発な活動を内外にアピールする場や機会が十分ではなく、文化芸術を創造、発信する場として市民の文化芸術活動の拠点づくりが求められています。また、感性を磨き、豊かな人生を送るために不可欠な読書活動の推進に向けた環境の整備、充実が求められています。大和駅東側第 4 地区の市街地再開発において、これらに対応した公益施設を整備するなど総合的な施策推進が必要です。さらに、自主的かつ主体的に地域の特性に応じたスポーツの振興を図るため、地域スポーツクラブの設立などスポーツ施策の推進も今後一層求められます。

⑥ 新たな環境保全対策

世界の平均気温や海面の上昇を招く地球温暖化の問題、東日本大震災の発生に伴う原子力発電所事故以降の放射能汚染など社会全体で対応すべき環境問題が深刻化しているとともに、本市では、現在利用している焼却灰の最終処分場の埋立完了に伴う新たな最終処分場用地の確保が求められるなど、様々な課題への対応を図っていくことが必要です。

⑦ 計画推進のための行政経営

より効率的、効果的な行政経営を行っていくため、今後は、これまで地方分権の流れの中で中心的に進めてきた団体自治とともに、地域の課題を住民自らの判断で解決に向けて取り組む住民自治の双方のバランスをとりながら、様々な施策を推進、確立していく必要があります。また、社会経済状況が大きく変化する中であって、民間委託の導入などアウトソーシングによる行政改革とともに、多様化、高度化する市民ニーズに応えられる職員の育成と活用を図る総合的な人事政策の推進が求められます。

<課題の反映案>

基本構想		基本計画	
将来都市像・健康領域・基本目標		個別目標 (項目名は前期基本計画のとおり)	
健康創造都市 やまと	人の健康	1 一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち	1-1 心身の健康を維持増進する
			1-2 いつでも必要な医療が受けられる
			1-3 支えあいによる地域福祉を推進する
	まちの健康	2 こどもが生きと育つまち	2-1 こどもの健康と安全を守る
			2-2 こどもの生きる力を育む
			2-3 こどもを育てやすい環境をつくる
	まちの健康	3 安全と安心が感じられるまち	3-1 生活の安全性を高める
			3-2 災害への対応力を高める
			3-3 航空機による被害を解消する
	まちの健康	4 環境を守り育てるまち	4-1 環境への負荷を減らす
			4-2 まちの緑を豊かにする
	まちの健康	5 快適な都市空間が整うまち	5-1 快適な都市の基盤をつくる
			5-2 移動しやすい都市をつくる
	社会の健康	6 豊かな心を育むまち	6-1 いつでも学べる場と機会を充実する
			6-2 大和の文化を守り育てる
7 市民の活力があふれるまち		7-1 互いに認め合う社会をつくる	
		7-2 にぎわいのある地域をつくる	
		7-3 地域活動・市民活動を活発にする	
目標の実現に向けて		個別方針	
方針 1 分かりやすい行政経営	1-1 相互理解に基づく行政経営		
	1-2 目標設定による事業運営		
方針 2 即応性の高い行政経営	2-1 健全な財政運営		
	2-2 市民ニーズをとらえた組織づくり		
	2-3 公共施設・公有資産の適正管理		
方針 3 人財を活かした行政経営	3-1 職員の能力向上		
	3-2 適材適所の職員配置		

③ 超高齢社会に対応する施策の充実を明確にするために、高齢者福祉や介護保険に関する目標の分割を含めた検討が必要であると思われます。

② 少子化の進行に歯止めをかけるための施策の一つとして「産む」ための支援を推し進めることを明確化する必要があると思われます。

① 大規模な災害への取り組みを重点的に推し進める必要があることから、災害対策に関する個別目標について、新設又は分割を含めた検討が必要であると思われます。

⑥ 地球温暖化対策、放射能汚染問題とともに、本市における最終処分場の確保など、環境保全対策が多様化していることに鑑み、より具体的な個別目標となるよう、分割を含めた検討が必要であると思われます。

④ 都市空間としてだけでなく、超高齢社会や環境保全に配慮した移動手段が求められていることから、市民ニーズの高いコミュニティバスや自転車利用などをより積極的に推進する観点から見直す必要があると思われます。

⑤ 文化芸術活動や読書活動の推進のための拠点づくりに関し、大和駅第 4 地区再開発と連携した取り組みを進めるとともに、地域スポーツの推進を図っていくことを明確化する必要があると思われます。

⑦ 社会潮流や市民ニーズを基に財政見直しなどを考慮しながら、本市にふさわしい行政経営を行うための個別方針に再編する必要があります。

第 8 次総合計画・後期基本計画策定方針

5 その他

平成 21 年 3 月の第 8 次総合計画策定後、平成 23 年 5 月の地方自治法改正により、基本構想の策定義務はなくなりました。しかし、行政経営上、施策の方針及び目標の設定は非常に重要であることから、今後も引き続き現在の基本構想を堅持しつつ、後期基本計画を策定することとします。

また、第 8 次総合計画策定の議決の際、基本計画の内容についても説明を行ったところであり、後期基本計画の内容についても段階に応じて議会への説明を行う予定です。

なお、後期基本計画に係る総合計画審議会への諮問案は別紙のとおりで、平成 24 年 7 月開催の会議において諮る予定です。

6 経過及び今後の予定

(1) 経過

平成 21 年 3 月	第 8 次大和市総合計画策定
平成 22～ 23 年	総合計画審議会において施策の進行管理を実施
平成 23 年 11 月	市民意識調査を実施
平成 24 年 4 月	総合政策課に総合計画担当を設置
平成 24 年 5 月	大和市民まつりにおいて市民アンケートを実施
平成 24 年 7 月	庁議において、策定方針及び諮問内容について審議

(2) 今後の予定

平成 24 年 7 月～	施策評価実施（庁内、総合計画審議会）
平成 24 年 7 月	総合計画審議会に諮問
平成 24 年 9 月	議会報告（策定方針について説明）
平成 24 年 10 月	第 1 回市民討議会実施
（平成 25 年 4 月	第 2 回市民討議会実施）
平成 25 年 5 月	総合計画審議会より答申
平成 25 年 6 月	議会報告（後期基本計画案について説明）
同月	意見交換会の実施、意見公募手続
平成 25 年 9 月	後期基本計画及び実施計画策定
同月	議会報告（後期基本計画について報告）

(3) 策定スケジュール

